

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3183号)

令和7年3月25日

横情審答申第3183号

令和7年3月25日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松村雅生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年3月17日保生支第2244号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「本人開示請求者に係る平成28年1月から令和4年9月までの年金の遡及支給にかかわるケース記録」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「本人開示請求者に係る平成28年1月から令和4年9月までの年金の遡及支給にかかわるケース記録」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年11月29日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第3号及び第7号柱書に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 旧条例第22条第3号の該当性について

個人の氏名及び個人とのやりとりに係る記載は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当せず、非開示とした。

(2) 旧条例第22条第7号の該当性について

ア 基準改定シートに記載された訪問格付、根拠及び扶養義務の取扱いは、担当職員の審査請求人に対する評価や判定であって、その内容が審査請求人の認識と異なっていた場合、開示することにより、信頼関係が損なわれて今後の適正な指導・援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、本号柱書に該当し、非開示とした。

イ ケース記録票に記載された関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容は、いずれも第三者には開示しないことを前提に関係機関から提供を受けたものであり、これらを開示することにより信頼関係が損なわれ、今後の協力を得られなくおそれがある。また、その内容が審査請求人の認識と異なっていた場合、関係機関と審査請求人との信頼関係も損なわれて生活保護事務の適正な遂行

に支障を生じるおそれがあるため、本号柱書に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、全ての保有個人情報を開示するよう求める。
- (2) 特別支給年金受給の指導に関する文書がほかにもあるのではないか。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 生活保護に係る事務について

横浜市では、生活保護に係る事務は福祉保健センター長が所管している。福祉保健センター長は、生活保護申請を受理すると、申請者又はその世帯ごとに必要書類を調べて、生活保護ケースファイルを作成する。そこには、面接記録票、開始記録票及び生活保護の開始後の経過を記載した記録等から構成されるケース記録票のほか、基準改定シート等の書類がつづられている。

- (3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、実施機関が審査請求人に対して生活保護を実施する上で作成した生活保護ケースファイルのうち、年金の遡及支給について記録している平成28年1月から令和4年9月までのケース記録である。

実施機関は、本件保有個人情報のうち個人の氏名及び個人とのやりとりに係る情報を旧条例第22条第3号に、訪問格付及びその根拠、扶養義務の取扱い並びに関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容を同条第7号柱書に該当し非開示にしたと主張しているため、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、以下検討する。

- (4) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 旧条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本

人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができる旨を規定している。

ただし、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除く旨を規定している。

イ 個人の氏名は実施機関が特定法人に問い合わせた際に応対した者の氏名であり、個人のやり取りに係る情報は実施機関の扶養義務の調査に応じた者とのやりとりの内容である。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 旧条例第22条第7号柱書の該当性について

ア 旧条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができる旨を規定している。

イ 訪問格付及びその根拠並びに扶養義務の取扱いは、実施機関が世帯の生活状況等を基に決定した訪問頻度や扶養義務に係る今後の取扱い方針の記載である。これらの情報は、審査請求人に対する評価・判定に関する情報であって、その認識と異なる場合には、信頼関係が損なわれて適正な指導が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあることと認められることから、本号柱書に該当する。

ウ 関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容は、いずれも第三者（横浜市以外の全ての者）には開示しないことを前提に関係機関から提供等を受けたものであり、開示することにより関係機関との信頼関係が損なわれて協力が得られなくなるなど、今後の生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものと認められることから、本号柱書に該当する。

ただし、別表に示す部分は秘匿性の高い情報とは認められず、本号柱書に該当

しない。

(6) 審査請求人は、実施機関が年金受給に係る指導をしなかった旨を主張するが、ケース記録には、実施機関が審査請求人に対し、年金を受給できる旨の説明を複数回行ったこと、請求書を渡したことが記載されている。審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報の一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

別表 非開示部分のうち開示すべき部分

文書名	該当箇所
ケース記録票	12枚目の令和2年9月24日に係る記録のうち、7行目の1文字目から12文字目まで

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年3月17日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和5年5月18日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和7年1月28日 (第7回第五部会)	・審議
令和7年2月25日 (第8回第五部会)	・審議